

Title	「一人前」と「一軒前」：日本における「公」的存在としての権利意識の土壌を求めて
Sub Title	"Ichinin-mae" and "ikken-mae" : the realization and mutual recognition of human rights in Japanese village community
Author	竹内, 治彦(Takeuchi, Haruhiko)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	1989
Jtitle	慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要：社会学心理学教育学 (Studies in sociology, psychology and education). No.29 (1989. ) ,p.95- 104
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000029-0095">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000029-0095</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 「一人前」と「一軒前」

—日本における「公」的存在としての権利意識の土壌をもとめて—

### “Ichinin-mae” and “Ikken-mae”

—The realization and mutual recognition of human rights  
in Japanese village community—

竹内 治彦  
Haruhiko Takeuchi

The word *ichinin-mae* refers to becoming an adult and a full-fledged member of the community, gaining civil rights.

During the Edo period, the structural elements of a village community were not constituted by persons but by household (*ie*). This was because the tax to be paid by a village was shared among the households of the village; individuals contributed only to the obligations of their own household. Therefore, the household and not the individual person held the right to take part in village politics. Full right as a community member was held only by the head of a household as its representative.

Not every family, however, constituted an independent household. The independent households, or *ikken-mae*, were self-supporting and had a house of their own. Since only the paterfamilias of an *ikken-mae* was provided with full rights as a community member, the question arises as to how someone living in a dependent household could get more civil rights. This is examined in the present article by the use of several monographs on village communities during the Edo period and the application of theories concerning rural sociology.

### I 問題の所在

「一人前」という言葉を概念として取り出し、研究の対象に据えることは今日まで、あまり行なわれなかったように思える。それはこれがあまりに日常的な言葉であって、わざわざ、社会学の対象に据えるに値すると思われなかったからであろう。そのうえ、この言葉はそれほど格調高くない文脈でも使われるように思える。例えば、「一人前の口をきくんじゃない」であるとか、お前もやっと一人前になったな」といった具合にである。これらの場合、精神的に優位に社つものが、下位のものに対してこの言葉を使っているのである。ところがこの二例は、「一人前」という言葉の本質をよくとらえているように思える。つまり、ここで問題になっているのは「一人前」である資格を認められている人々の仲間内に、対象となっている人を入れるか入れないかなのである。

「君にはそれについて語る資格がない。」であるとか、「あなたもりっぱになりましたね」などの表現が、一般的な基準でもって評価する表現であり、それだけ対象に距離を持っているのに対して、幾分ニュアンスを異にして響くであろう。しかも「一人前」でないと評価されることは、公民としての資格に決定的に負の評価を下される、強い意味を持っている。この言葉のこのような意味あいには、とくに村落内部において、ある人を構成員としての仲間に加えるかどうかという具体的な区別を通して鋭化されてきたものだと思う。本論では、「一人前」という承認がどのようになされてきたのかをとくに近世村落の生活関係の中であらえ、「公」的存在としての承認にそれがいかに関わったかを、「一軒前」という言葉を絡めながら分析し、日本における公民権的なものを歴史的に考える一助にしてみたい。

## II 「一人前」の内容

「一人前」の内容を問題にしようとするからには、一人前という言葉がある程度概念として成立していなければならぬ。前述のようにそのような研究は少ないのだが、柳田国男編の『海村生活の研究』には索引に一人前の項があり、「十三歳になると漁に従事し、三分の一人前の分配を受け、十四歳では二分の一人前、十五歳になって初めて一人前の分配を受けることになっていた。」という報告がある<sup>1)</sup>。この「一人前」の中心は、のちに見るような「一人当たりの分量」であるが、そこに労働力、年齢などの要素が混入して、「一人前」である基準が村落において確立していたことを示している。「一人前」は学者による概念化の以前に、村落の中で、あるまとまった意味を持っていたのである。

この言葉の持つ意味を、試みに辞書によって探ってみよう。日本辞書刊行会編纂の『日本国語大事典』は、一人前の意味を次の四つに整理している。①一人に振り当てられた分量。一人分。②成人であること、または成人としての資格や能力があること。③技能などが人並みの域に達すること。④江戸時代、東北諸藩での村落の構成単位、一般にいう一軒前に同じ。④については「一軒前」について別に考察するのでおくとするにしても、全体によく整理されている印象を受けるかもしれない。しかもこの事典にはそれぞれの意味について滑稽本や小説から引用がとられていて、その面でも参考になる。しかしながら、この分類では「一人前」の二つの基本的な態様が不分明であると思われる。つまり「一人前」として認められるために満たしておかなければならない条件と、「一人前」と認められたときに、当該者に与えられる権能、資格との区別がないと思われる。これらは確かに関連しあっているが、区別せねばならないものである。本稿が対象にするのは特に前者の意味であり、後者については「一人前」と公民権とのつながりの中でみたい。「一人前」たりうる条件を満たそうとする努力、あるいはその条件を広げようとする努力の中に、日本における権利意識の展開をとらえようとしているからである。

### 「一人前」になるための条件

それでは実際にどのような条件を満たしていったときに、人々は、「一人前」と認められたのだろうか。これについては、年齢、労働力、婚姻の三点から考えていくことができる。

今日においても、いくつかの法的権利が一律に年齢で

もって律せられ、官製の成人式が二十歳という年齢で執り行われることが示すように、子供の期間を終えて、一人前と認められる大人の基準を年齢でもって立てることは広く行なわれたようである。近世の慣行をたどるならば、『全国民事慣例類集』にも「凡そ十五歳未満を幼年と称する一般の通例なり、其中やや異なる條款左の如し」と一般的な傾向を述べたうえで、地域々々の事例をあげている<sup>2)</sup>。その中から十五歳説を如実に示しているものをあげると、「十五歳に至れば元服してその家の名に改め、はじめて村の若者となり、相応の力役を課することとなり、然れども後見を離れ財産を処置するは二十歳以上とす」というようなものがある。十五歳が元服の年であり、成人、一人前のはじまりであるとする例は、『全国民事慣例類集』でも一番多く、また諸家の見解の一致するところのものでもある。また中田薫は紀山人作『仇競今様櫛』から「親子と申しても最早十五歳以上になれば一人前の男と申すもの」とはっきり「一人前」という言葉を用いている例を引いている<sup>3)</sup>。ところで中田は、佐久間松長軒・登与島玉和軒『花雲佐倉曙』から「ハア、御尤なる御仰、上を恐れぬ惣五郎強訴の科は是非に及ばず、併いかなる科有り共、十五才迄の子供には御仕置なきと承はる……(中略)……すべて人間生れてより、十五才迄を幼といふ二十才迄を少といふ三十才迄を若といふ、この理を以て子供の助命偏に願ひ奉ると低頭平身……」という例も引いている<sup>4)</sup>。ここでいう「少」や「若」はいかなる意味を持っているだろうか。あるいは先程の民事慣例類集の例で、元服の後、後見を離れるまでなぜしばらくの間を必要としたのだろうか。少なくとも、後見を必要とした以上完全な「一人前」とは認められていなかったであろう。

実はこの十五歳という年齢は元服の年であるとともに、若者仲間にはいる年であった。十五才になることや、若者仲間にはいることで確かに「一人前」と認められたのであるが、それはまだ不完全なものであり、若者仲間における訓育を通して完全なものにしなければならなかったのである。この間の事情について有賀喜左衛門は次のように説明している。

「実際において元服を終った瞬間からすぐに完全な「一人前」として考えられることは困難であった。だからこの時期は畢竟村において一人前としての正式な訓育を開始する時期にほかならなかつたのであるが、その時期に到着したことを各人が自覚せしめられるに至るのは、若者としての各種の特権が社会的に公認せられるところに根拠があつた。」<sup>5)</sup>

十五歳＝若者仲間入りの年は、一人前たんとする意識を持ち始める。またそうすることを期待される年として、「一人前」としての承認の始まりであることに違いないのであるが、まだ到底その完成とはいえない。それゆえ若者仲間の中での訓育があり、その程度によって「一人前」の段階が生れる。若者仲間に入って一二年目のものを呼ぶ名称や長老格のものを呼ぶ名称がそれぞれ異なっている事例が多数あることは、上記のことを証左するものであろう<sup>9)</sup>。したがって十五歳は元服の年であるから「一人前」の年と考えるのではなく、若者仲間に入って「一人前」としての訓育を本格的に始める年だからであると、村落の生活慣行の中でとらえ、「一人前」の入口とすることができよう。

以上述べてきたことが「一人前」の入口であるとするならば、「一人前」の完成はどのようにあったのであろうか。若者仲間入りの年が「一人前」の入口であるならば、若者仲間を脱退する年が当然その完成の年と考えられる。そのことについて、『山村生活の研究』の報告者は「脱退は結婚によるものと一定の年令に達して退くものと及び戸主になる時にといふ三種あり」としている<sup>7)</sup>。また『山村生活の研究』の報告者は、若者組加入の必要が婚姻のためであると断言する例をあげたうえで、「若者組脱退の機会を婚姻とし、婚姻の披露をワツカモノワカレとする地方が甚だ多い」と述べている<sup>8)</sup>。ここでは有賀の説のとおり、若者仲間脱退の本義を婚姻とし、村の労働力上の要請から、婚姻した後も、若者仲間に残らねばならない必要も生じたことを、比較的遅い年令で若者仲間を脱退した理由と考えたい。

以上見てきたように「一人前」の入口＝若者仲間加入の年は十五歳と年齢でだいたい区切ることができ、又脱退の年齢も実はかなり22～24ぐらいに集中しているとしても、それらを規定しているのは若者仲間を中心とする村落の生活慣行であり、それに労働力上の条件が重なって、そのような一致した傾向を作り出しているといえるのである。そしてここでもっとも意味を持っているのは婚姻と思われ、年齢ではなかった。これが年齢を以て「一人前」の本義とすることのできない第一の理由である。

年齢が「一人前」の第一条件になりえない第二の理由は、長男と二三男によって若者仲間入会の年齢が異なることである。有賀は『全国民事慣例類集』や肥後和男の研究などから、長男の場合にのみ行なわれた儀礼や組、あるいは二三男の入会が遅れた例を指摘している<sup>9)</sup>。また『山村生活の研究』の報告者は「若者組の構成人員は

原則として部落の若者凡てである。今回の調査では二三男の加入は長男のそれよりも一二年遅れる例は（京都府及び佐賀県）あったが二三男を加入せしめないと言ふ例はない」とことわっている<sup>10)</sup>。しかしこのことわり自体が、二三男は加入せしめないものがあるのではいかと予想されたことを示している。また現に二三男の入会が遅れる例はあったのである。長男に比し二三男の成長が遅いなどということはないのであるから、比較的顕著に表われていた十五歳という年齢も実は社会的性格の強いものであったことがわかる。

以上のことから、単に年齢が「一人前」を形づくるっているわけでないことが示されたかと思う。たとえ「一人前」の入口から完成にかけての年齢が、十五歳から24歳に偏って表われたとしても、それを規定しているのは若者仲間入会、脱退に関する村落の生活慣行である。ただし、それらが大量に行なわれ、また年齢も一応の目安として働いたことも事実であろうし、それゆえ逆に年齢が規範的な意味を持つてくることもあったであろう<sup>11)</sup>。

次に労働力について考えてみる。『山村生活の研究』「ほめられる男女」の報告者が説くには、「農業力に生死する山村の人々の一人前と云ふ観念は労働率以外の何者でもなかったように、ほめられる男女の標準も働くことが第一条件」であった<sup>12)</sup>。労働量の一人前がどの程度のものであったかについては、数多くの事例があり、何よりも一人役、二人役というような単位の言い方があること自体、「一人前」の労働量が規範化していたことをよく示している<sup>13)</sup>。このような「一人前」の意味ははじめに挙げた辞書の3の意味、技能などが人並みであることに対していよう。ところでこの労働量としての「一人前」は村落の生活の中でどのような意味を持っていたらうか。

冒頭に挙げた漁村の例を見るなら、二分の一人前、三分の一人前と区切ることによって共同の労働の中でも、一人前の労働に対して一人前の分け前を確保しようとしたものであるといえよう。これはきわめて大雑把なものであるが、等価交換的な考えを含んでいる。さらにこの考え方が発展し、政治的な権利にまで及んでいるものもある。「男は十五歳で十五貫負ふべきだ。女は十三歳で十貫負ふべきだ。いずれも講や集まりに出席できる（栃木野上）」<sup>14)</sup>。この例のように、労働量としての一人前がそのまま社会的権利に連なると考えることはできるだろうか。

一人前の労働量が一人前の夫役を意味し、成年男子に

かわって婦女子が村の夫役に出た場合に、三分の二や半分に数えられた例はある。それならば一人前の労働力さえ持っていれば、村落内部の公にかかわる意味で、「一人前」の主体たりえたらうか。このことについては、先述の有賀なども指摘しているのだが、「女子の場合を考えてみると、その関係ははっきりすると思われる。例えば戸主が女子の場合、男子の場合であれば後見を必要としなくなった年齢になっても後見を必要とした事例がある。また「ほめられる男女」の報告者自体、「婦人に関する報告には公の義務・公の徳が少しも見出されない。」「村の女が村の公に関係して居る有様を想像させるようなものは少ない。」と述懐している<sup>15)</sup>。従って少なくとも女子に関して、一人前の労働量が社会的な意味での「一人前」になりえなかったと考えられる。女子の「一人前」は男子のそれに対応して考えられるものであり、その意味で、娘仲間への加入、初経や婚姻が重要なものと考えられていたようである。男子の一人前の労働量について考えてみるに、一人前の夫役等が、そもそも個人にはなく、家にかげられるものである以上、それが直ちに社会的な権利としての「一人前」、つまり村落の政治の中での公民権となったと考えることは論理的にはできないと思われる。事実信州のオジボーの例など、一人前の労働力としては重宝されながらも、婚姻して家を構えていないことから、「一人前」に扱われない人々の存在は、このことを根拠づけるものであろう<sup>16)</sup>。

以上、年齢及び労働力における一人前を考察することで、かえって「一人前」の完成が婚姻と結びつくことが示しえたかと思う。便宜的に分けてみるに、「一人前」には三つの成熟があったのであり、それは肉体的成熟（年齢、身体的能力）、技術的能力（労働における技術的側面、若者仲間での訓育を通して陶冶される）、社会的成熟（村落の生活慣行を若者仲間の中で理解しながら、村落生活の単位たりうる婚姻を結ぶことで完成する）であった。これらは別々に意味があったのではなく、すべて三番目の社会的成熟に収斂する中で、はじめて意義を持ったものと思われる。

#### 「一人前」の階層性

ところで、ここで婚姻が「一人前」のもっとも基本的な要件になることについて考えてみたい。村落において婚姻が若者仲間、娘仲間の活動の中から生じてくる以上、そこに結婚する当の若者達の個人的能力の発達も前提とされていたに違いない。なぜなら若者仲間や娘仲間の活動は、若者を訓育していくことにあったからであ

る。しかしながら、個人の技能や労働力に比して婚姻に重きが置かれていることを考えるとき、個人の能力の問題以上に、より社会的な関係が強く全面に出ているといえる。個々人の労働力の問題以上に、家全体の経営、あるいは家々が結びつきあう村落全体の中での、労働の組織という問題が前面に出ているのである。その結果、個人の能力の発達の側面よりも、村落を一つの経営体としたときに、その中でどの部署を勤めるかが決定することで、「一人前」が完成することになる。その場合、能力がどれほど発達しているかよりも、それぞれの部署に耐えぬほど低くないことに意味があったらう。

以上のことは「一人前」といってもそこに階層のあったことについて考えたときにより明確になる。「一人前」の階層性は、長男と二三男の間で、若者仲間への加入の年齢や元服の儀式が異なっていたことからすでに気づかれたことである。さらにいえば独立の家と承認されている家の跡取として「一人前」になることと、そうでない場合とでは差異があったのである。そしてまた、この差異は公民権との結びつきにおいて大きな意味を持つ。つまり村落の会合等に出席し、その政治に関わるほどの権利は、独立の家として公私ともに認められ、百姓株を持つほどの家の跡取として「一人前」になるものでなければ、獲得することのできないものである。

また分地されて、一応一軒の家を構えていれば、ともかくも独立な存在としての存在証明を得たであろうが、そうでなければ「ハヤ住み」とされ、軽蔑もされたであろう。こういった場合には、何か独立な一つの存在としての存在証明を持つこともなかったといえよう。以上のように、「一人前」の階層性は公民権との関連において重大な意義を持っている。そのうえ眼を村外に向け、例えば武士の家での「一人前」を考えると、この階層性はさらに際立ったものになる。五反百姓の三男として「一人前」になると、名主の長男として「一人前」になることではすでに階層差があるし、さらに格式の高い武家の長男として「一人前」になることでは大きな隔たりがあったことは言を待たない。名主の長男として「一人前」になるためには、他の小百姓の家で「一人前」になること以上の素養が必要であったらうし、逆に被官百姓の子がいくら努力したところで、その能力の進歩で、直接に、名主としての「一人前」に至ることはなかったであろう。

このように見てくると、「一人前」に達すること、ただそのことが直接公民権の権利意識につながらなかったことが明確になる。「一人前」が階層性を帯びている以



が、これは尾張藩の別家であるので、宗門改帳の形式は引き続き整備されていく。天和3年の宗門改帳は資料1にあげたような形式になる。この改帳には五人組連判の手形が後について、そこから五人組の構成者を知ることができる。宗門改帳の五人組の構成者の数は31軒を増えている、それらは合地、地下(借家)、門屋を持っている。それゆえ合地等はここでも一軒として認められていないことが知れる。合地の家は五人組構成者の家の弟もしくは甥であり、五人組構成者の家と、ほぼ同規模の家屋を持ち、経営は分かれていない。地下の家19戸のうち、高を持つものは2戸のみで、それも微細なものである。家屋の大きさも五人組構成者の家のものに比べ、大体に小さい。ただし同規模のものもあり、また下人、馬を持つものもある。門屋は分附記載の形で高を持っていたと思われる。また小作(そのなかには当然門屋が多い)は、多くの石高を所有していた吉沢作右衛門の年貢を郷藏に直接納めている。

宗門改帳が整備されるにつれて、家並改帳は少なくなるが、高須藩支配の初期は、しばしば作られた。天和2年の形式は資料2のとおりである。家並改帳では、家数75軒、うち高持ち53軒(うち16軒門屋)となっていて、すべての棟数を一軒と数えていたものと思われる。

(資料二)

伊久間村、天和二年家並改帳記載様式		平沢清人『近世村落構造の研究』五一五頁より	
高七石五斗四升老合八夕		高七石五斗四升老合八夕	
一板家	長六間 積五間半	一板家	長六間 積五間半
高式斗五升	長四間	高式斗五升	長四間
一板家	長四間	一板家	長四間
馬巻泥	佐右門地下	馬巻泥	佐平次
男五人 内女三人	男 女	男五人 内女三人	男 女
同	同	同	同
男	男	男	男
女	女	女	女
太郎	太郎	太郎	太郎
年十三	年十三	年十三	年十三
年四十六	年四十六	年四十六	年四十六
年九十六	年九十六	年九十六	年九十六
年三十二	年三十二	年三十二	年三十二
年五十五	年五十五	年五十五	年五十五

以上の資料から平沢は次の結論を導いている。

- ①農業経営の労働力が、経営者宅内に同居している「下人、下女」から半独立の「門屋・被官となり、それも「水役」「本役」として独立していく。
- ②一軒前の構成状態を見れば
  - a) 一軒を一軒としてそのまま示しているのが家並改帳

- b) 合地、かしや、門屋を本百姓身分のものが内包しつつ、一軒前となっているのが宗門改帳。
- c) 宗門改帳ではかしやなども一軒として独立を認められている場合があるが、五人組帳にはそのようなことはない。

以上を総合した結論を平沢は別のところで次のようにまとめている。

「近世村落において一軒前として一人前にみとめられるものは、条件として、土地を所持していることでも、家を持っていることでも、自身で経営していることだけでもなかった。それ故、検地帳に記載されていても、独立家屋にいて家並帳で一軒としてみとめられていても、五人組へ加入できないものは村落内における一軒前ではなかった。水呑百姓(無高百姓)であっても、五人組の構成者は村内で一軒前であったが、土地、家屋を持つ門の者下人を持っている相地でも、五人組へ加入を許されない限り、村内で一軒前ではなかった」<sup>19)</sup>。

このような平沢の分析を我々はどうのように評価できるだろうか。まず気にかかることは平沢が、合地やかしやの境界線がいろいろ入りこんでいる中で、五人組構成員になるか否かが一番重要であると考えているよう思われることである。しかしながら五人組構成員の中には天和3年の段階で、合地もかしやもない。無高の者も一人もいない。一軒、きわめて微細な高しか持たないものがあるが、これは家の大きさからいっても、カドヤが独立したものか、地下が家を買取って独立した者のように思われる。独立の直後などでは名請高の少ないこともありえよう。届け出の一時点による関係をつかまえているので、五人組帳そのものからは、それが五人組構成員として本来のかたちであるのか、それとも五人組構成員として独立したばかりであるとか、それにふさわしくないほど零落し始めているなどの状態にある偶然的なものであるのか明確にならないのであり、どうしても次節で検討するような経営体内部の分析が必要になるのである。

従って村落全体の構成は図1のように同心円的に布置していると思われる。合地、地下門屋の関係が不明確であるが、合地はほとんど家長の弟の血縁分家であり、門屋は奉公人分家であろう。地下にはオジ2名も含まれていることから、分家の出自よりも、借家をしているという事実が要点になっていると思われる。三者に序列をつけるとすれば、門屋に比し、合地、地下が先に、五人組帳に独立して表われるので、独立の承認は相対的に高いといえよう。この区分は平沢の農業経営の独立の指摘と軌を一にするものである。このように彼のいう五人組構

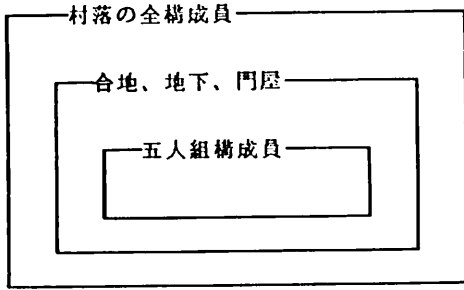


図1 伊久間村, 村落階層構成図

成者はなんら入りくんだ位置に在るのではなく、もっとも小さな集合なのである。

次に疑問になるのは、平沢が五人組の構成員＝村内での「一軒前」の承認ときめつけていることである。前述のように平沢の資料分析からわかることは、五人組構成員がもっとも条件が厳しく、構成員が少ないということだけである。それがなぜ村内での「一軒前」の承認の基準になるのかについてまったく論述がない。もちろん五人組はもっともよく知られた近世の行政の末端組織並びに自治組織であり、その構成員たることには村の政治にかかわる意味があったであろう。しかしそれは一般的な知識であり、彼の資料分析から得られた知見ではない。また五人組＝政治的権利という公式が常に成り立つわけでもない。例えば竹内利美は、信州松代藩領奈良井村の合地組織について報告している<sup>20)</sup>。もともと五人組は村請制を確実にするための連帯責任の制度を、領主側が徹底し、それに村落の側の自治組織の必要が重なって発展したものだが、この村では合地組織がきわめて発展していて、連帯責任の単位になっているため、五人組は殆ど機能しなかったとのことである。あるいは大石慎三郎が報告している遠州桑地村の柄在家の場合、五人組帳には記載されているが土地を持たず、また村入用負担をしているにもかかわらず政治的権利はなかったとのことである<sup>21)</sup>。平沢自身の事例においても名主二名が五人組からはずれる場合があることは、村内での政治的な力関係の中で、五人組に加入したからといって、真の意味で政治的な権利をもったのかに疑問を呈することになっていると思われる。また本百姓＝五人組が常に成り立ったこともなく、それについて同じく大石は信州佐久平における抱の例を指摘している<sup>22)</sup>。

次に用語上の問題がある。「一軒前」という言葉は実は、高請の場合に使われていた言葉である。これは長岡藩や長州藩などの記載にあるもので、特に長州藩では、

軒を単位にして 20 もの等級を分かっていて有名である<sup>23)</sup>。そのなかでも一軒前であるか否かがもっとも重要であったようである。そこで以上を総括し、言葉としての「一軒前」は、公租高請について村内での一軒分を担当するものと考え、独立の家について高請という公的關係から承認を与えるものと考えたい。またここでは所謂独立といっても、一義的に村落の公に政治的にかかわる権利に結びつくものではなかったことを前述の諸例により確認しておきたい。したがって以降問題にするのは、私的な相互関係における独立の承認である。平沢の指摘は、公的な文書から、私的な慣行上の独立を見ようとしたもので、そこには重要なものが含まれていると思えるが、それについては、次節で慣行上の独立はいかに成立するか考察することで、あわせて検討されると思う。

#### 「独立の家」の私的承認

家の独立を私的な関係においても土地所有及び高請から考えることとなる。これらは公的承認＝「一軒前」の重要なメルクマールであったが、私的な関係においても、経済的な基盤であり、村請制により、村落内部での関係に持つ意味も大きいからである<sup>24)</sup>。ここでは有賀左衛門の名子の独立に関する論述を参照していく<sup>25)</sup>。

家の独立について有賀は、真の意味での一人前は親方百姓の家長が独占し、子方百姓の一人前がそれに対応して別にあったのが、近世の発達の中で、子百姓が独立し、両者の観念が接近、同一化したとしている。その独立のプロセスを二戸郡石神の名子の独立についてみたい。

ここでの名子の存在形態を見るに、名子でありながら高を持つものであった。これは身分と土地所有、占有関係を一対一対応させて考えた場合理解し難いものであるが、実際にそのように対応するものではない。一人の名子が自用地と小作地と名子地を持つことは、一人の本百姓が自用地と小作地を同時に持つことがありえるのと同じにありえる。なぜなら名子であるのは同族団内部の関係であり、公的な高請関係とはひとまず別の関係であるからである。ただ名子の場合、土地を所有していても、分附として納租は親方のところにまとめてなされたまでである。有賀によればこの地で名子であることの表象は家屋敷を借用していることである。その場合、大屋にスケをだし、役地を受ける。役地は名子の私有財産獲得の出発点である。貨幣経済が進展するとともに、名子の私有財産蓄積の機会が増え名子スケ＝屋敷地の買得が可能になる。しかしながら、名子スケしたからといって生活にい



つも決定的変化をもたらすとはいえない。というのは村の経済的、社会的条件の中で、大家との関係を続けなければならぬからである。実質的な変化は大家に出すヌケが約半減するとのことである。しかも独立したとき無高の場合から独立の自作農になる場合まで連続的に想定しうる。それは自作地をどの程度もって独立したのかということであり、自作地のほうが十分に広い場合、所謂独立の自作農になったのである。ここでは名子ヌケのポイントが家屋敷所有にあったことに注意したい。高を持つか否かは基本的に領主との関係なのである。それに対し名子ヌケは親方子方関係である。それゆえ二戸郡の一部では一人百姓が生じ、高を持ちながら名子に留まるものが見られるのである。

有賀は彼の著作の各所で、独立の百姓になるための条件として、家屋敷を持つことと、名請高を持つことをあげ、このうち一つの条件しか満たせなかった場合、耕地のみを持った場合に比し、家屋敷を持った場合の独立の度合いが高いとしている<sup>28)</sup>。奉公人分家等がなされるとき、家屋敷が貸与（又は分与され）、また名子地が与えられる。名子が独立した場合、以前名子地を受けていたことに対してなされていた賦役は物納となる。従ってここでは賦役は残らない。それに対し家屋敷は不生産的であるから、買い取ってしまわない限り、賦役は残る。それゆえ隷属関係が残ることになるのである。もちろん家屋敷をもって、名子ヌケしたからといって、すぐに親方との関係がなくなるわけではない。しかしながらここで一応の独立を遂げることはでき、何代かたつ中で以前の親方子方の観念は薄れていくのである。土地の支配関係によってではなく、家屋敷の所有によって独立が表象されていたことに注目したい。

次に注目したいのは、真の意味での独立の承認が一代で完成するのではなく、何代かへて実現することである。名子は家屋敷を買い取ったからといってその瞬間に大家に対等に独立するのではない。何代かに渡って独立の家として村落の中で地歩を固めるとき、かつての由来も忘れられ、真の独立の承認が得られるのである<sup>29)</sup>。このことはここでいう独立が家に対して個人が独立するのではなく、新たな家の創出がなされることを示している。もともと有賀の示した独立の過程は同族団内部の組織編成の問題である。これを親方のほうから見ると、徴税の強化に対して、経営を分割し収益を高めることに意義があった。それに応じたかたちで、血縁ならびに奉公人の独立せんとする願いが成就したのである。そして本来、同族団の経営組織の編成の形態であったところに、

「一人前」、「一軒前」の意味とそれらが個人の独立としてではなく、新たな家の創出として、世代を越えた願いとして表われることの由来がある。

家の独立の基準として、世代を越えた連続を主張するものとして、もうひとり及川宏がいる<sup>29)</sup>。彼は公的な高請や屋敷敷所有の如何とは別に、それ自体としての超世代的な連続を予定し、すなわちそれ自体の祭祀をし、それ自体の相続をする以上、祭祀や相続に本家の影響があるにせよ、この分居は一時的なものではないと主張している。家の独立の基準として超世代的な連続を想定するという観念を取り上げ、その根拠として先祖祭祀や神棚の設営をあげたところに及川の慧眼はあった。

このように家の独立の自覚と承認について考え、そこに先祖祭祀が一定の役割を知ったとき、柳田国男の先祖観が想起されざるをえない。柳田こそ「先祖になる」という表現をとらえ、分家独立にかかわる常民心意をとらえた人だからである<sup>29)</sup>。ところで柳田の先祖観は、本稿の途中でしばしば参照してきた有賀の先祖観と異なる側面を持つ。つまり有賀の先祖観が親方取りをその底に持ちつつ、タテの関係を連ねていくものであるのに比し、柳田はあくまでも一家の創設者としての先祖にポイントをおいている。有賀自身、これらを二重の先祖と表現して、どちらか一方を本当の先祖とすることはできないとしている<sup>30)</sup>。そしてこのような二重の関係は本稿で検討してきた「一人前」「一軒前」「独立の家」を作り出す関係にも見られたものである。それらは一方で親方子方関係の連鎖を想定しつつ、大きく繋がるものであり、その繋がりがたは階層性を含んでいた。また他方、絶えず経営の分化を基底にし独立していく方向をもあわせ持っていた。そこには対等な「一人前」「一軒前」が思念されてもいたであろう。このように統合と分離を合せ持つところに、一つのシステムが生き続けたのだろう。

#### IV む す び

我々は「一人前」「一軒前」「独立の家」の言葉の意味を理解しようとして、その過程でそれらの言葉を用いる人々の生活を明らかにしてきたのであるが、結論として何がいうのだろうか。「一人前」や「家の独立」がそのまま直ちに政治的な権利に結びつくことのないのを本論の中で明らかにした。政治的な権利との結びつきを理解するためには、地割制や入会の斧の権利などを通じて村落内の支配構造の分析がさらに必要である。本稿の副題が公民権ではなく「公」的存在としての権利意識としてあるのはそのためである。それでは「公」的存在として

の権利、あるいは承認とは何であろうか<sup>31)</sup>。我々は「一人前」「一軒前」「独立の家」を独立という観点で考えてきたと思う。それは親方との結びつきを弱めることであったが、それによって得たものは対等な家として他の家と結びつきあら資格であり、一人の人格として他の人格と交渉しあう権利ではなからうか。「一人前」でないものや、非独立の家はそういった社会関係にはいり、対等な主体として振舞うことはできない。冒頭でふれた「一人前の仲間内に入れる」とはこのような事情を表現した言葉であった。上下の關係に依存する度合いが強ければ強いほど、対等なものとして振舞いえる傾分は小さくなり、逆にその依存が小さくなれば、それだけ大きな領域で対等なものとして振舞い、社会的な關係を結びうるのである。「一人前」でないものや独立していない家に金銭の貸借關係などでできず、破産という悲惨な事実は、私法的な権利主体の成立を前提にはじめて可能である。このような権利の獲得は脆弱なものであり、私法的な権利を越えて公法的権利に達することもなく、またタテとヨコとの關係の中での謂ば程度問題としての独立と考えられるかもしれない。だがそこにも具体的な生活場面での誇りと意地を持った骨太な独立への意志を感じ取れるだろう。

## 註

- 1) 柳田國男編『山村生活の研究』202頁 また有賀喜左衛門著作集にも索引に「一人前」「一軒前」の項があり参考になる。
- 2) 『全国民事慣例類集』滝本誠一編『経済大典50巻』所収 198頁
- 3) 中田 薫『徳川時代の文学に見えたる私法』岩波文庫 125頁
- 4) 同上書 123頁
- 5) 有賀喜左衛門著作集VI『婚姻・労働・若者』118頁
- 6) 有賀同上書 116頁以降、他に宮本常一『家郷の訓』岩波文庫 174頁
- 7) 柳田國男編『海村生活の研究』202頁
- 8) 柳田國男編『山村生活の研究』225頁
- 9) 有賀前掲書 76, 80, 162, 180頁
- 10) 『山村生活の研究』221頁
- 11) 有賀前掲書 133頁
- 12) 『山村生活の研究』247頁
- 13) 同上書 247頁、または有賀前掲書、84頁にも多くの例がある。
- 14) 『山村生活の研究』247頁
- 15) 同上書 249頁
- 16) 早川孝太郎「所謂「おぢぼう」の事」『社会経済史学』2巻2号所収
- 17) 平沢清人「信州伊那郡伊久間村の家並・宗門・五人組帳における一人前」、『近世村落構造の研究』所収。他に有賀は前掲書で一軒前について論述し、独立の家についての公法上の規定を一軒前とし、他に慣行上の独立がありえたとしている。有賀前掲書 123頁以降、特に123, 128頁。
- 18) また鳥越皓之は、一戸前の程度を家族の村の中での独立度、および力の大小としている。鳥越皓之『トカラ列島社会の研究』207頁
- 19) もとの資料では五人組構成員に数えられる本百姓も、それ以外のものも区別せず、「人」を単位にして書かれているが、本稿のテーマからして、五人組構成員としての権利を認められるものを数える場合に、「人」、他の場合に「名」の単位を用いた。
- 20) 平沢 前掲書 527頁。他に次のようにもいっている。「五人組として合地にしても借家であってもみとめられるに至って、はじめてほんとうの意味での本百姓身分を獲得するに至るのであろう。」522～523頁
- 21) 竹内利美「検地と分家慣行」、『家族慣行と家制度』所収
- 22) 大石慎三郎『近世村落の構造と家制度』第五章
- 23) 同上書 第四章
- 24) 下村富士夫「近世農村の階級構成」、『歴史学研究』3巻2号所収
- 25) 竹内利美は前掲論文のなかで、年貢を皆済できなかった合地の一団が村落内部で一軒前の公民権を剝奪され、差別される事例を報告している。
- 26) 有賀喜左衛門著作集I、II巻『日本家族制度と小作制度』、特に第三章第三節参照
- 27) 有賀喜左衛門著作集II巻 673頁。これは「名子の賦役」からまったく同じ文章で書かれている部分である。著作集VIII巻、296頁。並びに『農村社会の研究』、近藤康男編『昭和前期農政経済名著集』20』496頁。この一致はこの点について有賀の主張が一貫していることを示しているよう。
- 28) 例えば有賀II巻 419頁、竹内前掲書205頁には、そのような忘却についての記述がある。
- 29) 及川 宏『同族組織と村落生活』78頁
- 30) 柳田國男『先祖の話』、定本10巻、11頁。「体格のしっかりした眼の光のさわやかで物わりのよい少年があつて、それが跡取り息子でなかったという場合には、必ず周囲の者が激励して、今ならば早く立派になれとでもいふ代りに、精出して学問をして御先祖になりなさいと少しも不吉な感じなしに言つて聴かせたものであつた。親たちが年をとつて末の子の前途を案じて居るやうな場合にも、いやこの児は見どころがある。きつと御先祖様になる児だなどと謂つて、慰め且つ力付ける者が多かつた。その意味は、やがて一家を創立し又永続させて……中略……新たに初代となるだけの力量を備へて居るといふことを受合つた言葉である。人に冷飯喰ひなどゝひやかされた次男坊三男坊たちは、之を聴いて居てどれ位前途の望みを広くしたかわからない。」
- 31) 有賀喜左衛門「日本における先祖の觀念」著作集VIII

巻 338, 339頁。

- 31) ここで公的とは、国家・公にかかわるという意味ではなく、村内での公という意味である。日本の公私関係が段階をなすことは有賀喜左衛門著作集IV巻第三部「公私の観念と日本社会の構造」、並びにそれ

にもとづきつつ、日本の公私関係が近代化に果たした意味を分析した拙稿「日本近代化における公と私の意識」、『慶應義塾大学大学院 社会学研究科紀要』第 28 号参照のこと。